南阿蘇村産ハーブブランド推進業務
（企業雇用型地域おこし協力隊）
仕様書

南阿蘇村政策観光課

令和８年１１月

1．業務の名称

南阿蘇村産ハーブブランド推進業務（企業雇用型地域おこし協力隊）

2．業務の目的

南阿蘇村（以下「本村」という。）では、豊かな湧水や広大なカルデラが育む自然環境を活かし、お米、野菜、あか牛、そばをはじめとする特色ある農畜産物が全国的にも高い認知度と評価を獲得し、本村を象徴する地域ブランドとして定着している。

また、本村は豊富な湧水、冷涼な気候、広大な草原景観など、高品質なハーブ栽培に適した、他地域が模倣し難い自然条件を有している。近年、健康志向や環境意識の高まりにより、オーガニック食品、ナチュラルコスメ、アロマ・ウェルネス市場が拡大する中、国産ハーブの供給量は依然として少なく、高付加価値な国産原料や関連商品への需要が高まっている。

こうした背景を踏まえ、新たな地域資源である「南阿蘇村産ハーブ」及びその関連商品は、ブランド化を推進することにより、本村の新たな産業・魅力の象徴として確立していく大きな可能性を有している。

この可能性を実現するため、本村及び本村が委嘱する地域おこし協力隊員（以下「協力隊」という。）と、協力隊を受け入れる民間企業等（以下「受入事業者」という。）が連携して、南阿蘇村産ハーブの生産拠点を形成する。また、受入事業者は、協力隊を事業の担い手として育成するため、協力隊に対し、苗生産、栽培、乾燥・蒸留等の加工、商品開発、販路開拓及び体験観光に至る各工程における生産技術から経営管理までを体系的に指導する。これらの取組により、民間活力の活用による農業の高付加価値化及び６次産業化、ハーブを活用した地域ブランド商品の創出、ウェルネスツーリズムによる交流人口の拡大並びに若者や女性が活躍できる地域雇用の創出を図るとともに、将来的な協力隊の定住・定着を目指す。

また、本業務を通じて村内外において「南阿蘇村産ハーブ」の確固たる認知とブランドイメージを確立・発信することで、本村の魅力向上と産業の活性化につなげる。

3．委託期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

なお、令和９年３月の村議会において本業務に係る予算が議決されるまでは仮契約とし、本契約は予算の議決後に締結するものとする。また、令和１０年度以降の業務については、当該年度の予算の議決を前提とする。

4．協力隊受入開始予定日

令和９年４月１日

5．業務内容

本業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 苗生産（育苗技術の習得、ハウス環境管理による苗の安定生産・供給体制の構築等）

(2) 栽培（モデル圃場での栽培管理、栽培マニュアルの整備、地域農家との契約栽培の推進等）

(3) 加工・商品開発（乾燥・蒸留加工による乾燥ハーブ、精油、芳香蒸留水等の原料製造、ハーブティー・健康茶等の商品開発）

(4) 販路開拓（事業者向け取引の新規開拓、ふるさと納税返礼品等の開発・販売）

(5) 体験観光（ハーブの収穫・蒸留体験等のウェルネスツーリズムの企画・運営、情報発信）

(6) その他、南阿蘇村産ハーブブランド推進に関する業務

6．受入事業者の責務

受入事業者は協力隊を雇用し、次の責務を果たすこと。

(1) 協力隊の雇用及び社会保険等の手続

(2) 協力隊の活動支援、労務管理及び活動実績の取りまとめ

(3) 協力隊の活動に必要な情報収集・研究

(4) 協力隊の地域への定住のためのサポート

(5) 協力隊の日常生活に関する助言及び相談

(6) 協力隊に対するハーブの栽培・加工技術及び事業経営に関する指導・研修

(7) 地域農家等の関係機関との連携体制の構築

(8) その他協力隊の円滑な地域協力活動のために必要な事項

また、本業務は総務省「地域おこし協力隊推進要綱」に基づき実施するものであり、受入事業者は、同要綱その他国が定める地域おこし協力隊に関する基準（改正があった場合は改正後のもの）を遵守し、協力隊が地域協力活動に従事できるよう配慮すること。

7．委託料

協力隊の受入れに要する費用については、委託料として支払う。

協力隊報償費等：１人当たり３５０万円×（雇用月数／１２）

協力隊活動費：１人当たり２００万円×（雇用月数／１２）

※協力隊の雇用人数は５人を上限とする。

※委託料は、各年度における協力隊の雇用月数に応じて算出する（年度を通じて雇用する場合は１２か月とする。）。

※委託料の支払いについては概算払いとし、各年度終了後に実績に基づき精算するものとする。詳細は業務委託契約書によるものとする。

※上記の額を超える経費が生じた場合は、受入事業者の負担とする。

※上記の委託料の額は本業務の予算規模を示すものであり、受入事業者の選定に当たっては、見積金額の多寡によって評価の優劣を決定するものではない。

8．協力隊の活動条件、福利厚生等

(1) 活動時間は月間１２０時間を基本とし、協力隊と受入事業者が協議のうえ定めるものとする。

(2) 受入事業者は、労働関係法令に定める手続を遵守して協力隊を雇用するとともに、健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の社会保険・労働保険の手続に責任をもって対応すること。

(3) 受入事業者は、協力隊活動費の執行に当たっては、協力隊と十分に協議を行い、誠意をもって対応すること。

9．会計処理等

業務委託料等の会計処理については、次のとおり対応すること。

(1) 本業務専用の口座を開設すること。

(2) 専用の帳簿（任意様式）を設け、費用区分に従い整理すること。

(3) 支出の根拠となる請求書、領収書及び振込依頼書等を保存すること。

(4) 業務に係る帳簿及び証拠書類等は、業務完了年度の翌年度から５年間保存すること。

10．活動報告等

(1) 受入事業者は、毎年度、協力隊と協議のうえ活動計画書を作成し、本村が指定する期日までに本村に提出するものとする。

(2) 受入事業者は、毎月の業務完了後、協力隊に地域おこし協力隊活動月報（以下「月報」という。）を作成させ、翌月の７日までに本村に提出するものとする。

(3) 受入事業者は、毎年度の業務完了後、協力隊に地域おこし協力隊活動年報（以下「年報」という。）を作成させ、翌年度の４月１０日までに本村に提出するものとする。

(4) 協力隊が委託期間の途中で退任したとき、又は解嘱されたとき、受入事業者は、事由発生日から起算して１０日以内に経緯報告書及び実績報告書を作成し、本村に提出するものとする。

11. 実績報告等

受入事業者は、各年度の業務完了後速やかに、以下の書類を作成し、本村に提出するものとする。

(1) 実績報告書
(2) 活動が確認できる書類
(3) 本業務に係る収支状況が確認できる書類
(4) その他村長が必要と認める書類

12. 調査等

本村は、業務委託料の処理状況及び業務の実施内容について、受入事業者に対し、必要な調査を行い、若しくは報告を求め、又は当該業務委託料及び業務の実施につき適正な履行を求めることができる。

13. その他

(1) 受入事業者は、協力隊の活動に影響を与えるトラブル等の事態が発生した場合は、速やかに本村に報告するものとする。
(2) 受入事業者は、本業務の遂行に当たり知り得た個人情報及び秘密を適正に管理し、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。
(3) 受入事業者は、本業務の全部又は主要な部分を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により本村の承諾を得た場合は、この限りでない。
(4) 協力隊の募集及び選考に当たっては、本村と受入事業者が協議のうえ行うものとし、協力隊の委嘱は本村が行う。
(5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、本村と受入事業者が協議のうえ決定するものとする。